

「ふらのワインDX推進事業」委託業務
公募型プロポーザル実施要領

富良野市
令和6年3月

1. 業務概要

(1) 業務名

「ふらのワインDX推進事業」委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

人手不足や現場作業に伴う長時間労働、「技術・経験・勘」に頼る業務・作業ノウハウ、原材料の高騰による原価コストの増加、赤字決算など様々な課題を抱えている。

しかし、これらの課題解決に必要な人手や専門知識、経験、人脈、ノウハウ、経営感覚が不足している。

そのため、デジタル技術等を持つ民間企業の支援を得ながら、これまでの業務の進め方を根本から見直し、業務を抜本的に変えていく「変革」を行うことで持続可能なワイン事業の実現のための取組を展開することを目的とする。

(3) 内容

『「ふらのワインDX推進事業」委託業務仕様書』を参照のこと。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(5) 予算上限額

3,300千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. プロポーザル方式を採用する理由

本業務が可能な北海道内に本店もしくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有する事業者を公募し、実績、実施体制、費用等を総合的に評価し、本市に最もメリットのある事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

3. スケジュール

①	公募の広告、実施要領等の公表、質問の受付開始	令和6年3月19日(火)
②	質問書の提出期限	令和6年3月29日(金)午後5時 必着
③	参加申込関係書類の提出期限	令和6年3月29日(金)午後5時 必着
④	企画提案関係書類の提出期限	令和6年4月12日(金)午後5時 必着
⑤	審査会での企画提案説明（以下「プレゼン」という。）	令和6年4月22日(月)予定
⑥	審査結果通知及び入札(見積もり合わせ)の通知	令和6年4月下旬予定
⑦	入札(見積もり合わせ)	令和6年5月上旬予定
⑧	委託契約履行期限	令和7年3月31日（月）

4. プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

本業務への参加は、次の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- ①企業、NPO 法人、その他法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。
- ②本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有すること。
- ③北海道内に本店もしくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有すること。
- ④富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていないこと。
- ⑤地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定にいずれも該当する者でないこと。
- ⑥破産法（平成 16 年法律第 75 条）による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生または再生手続きをしていないこと。
- ⑦富良野市暴力団排除条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 1 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑧国税等に滞納がないこと。
- ⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- ⑩その他、当該業務担当者と打合せを適切に行うことができること。

6. 提出書類及び提出方法

下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期間内に提出すること。作成書類は「A4 サイズ片面印刷」を基本とし、どうしても収まらない図表等があるときは A3 サイズを用いても良いものとする。（A4 サイズに折り込む）

(1) 参加申込関係書類

①提出書類

- | | | |
|--------------------|-----|-----------------|
| ア. 参加申込書（様式 1） | 1 部 | |
| イ. 納税証明書（その 3 の 3） | 1 部 | ※取得から 3 か月以内の写し |
| ウ. 履歴事項全部証明書 | 1 部 | ※取得から 3 か月以内の写し |

②提出期間

令和 6 年 3 月 19 日（火）～3 月 29 日（金）午後 5 時 必着

③提出方法

簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出（提出先は最終項目に記載）。

④その他

本プロポーザル実施に係る事前説明会は行わない。

(2) 企画提案関係書類

①提出書類

- | | | |
|---------------------|-----|--|
| ア. 企画提案書のかがみ（様式 2） | 1 部 | |
| イ. 実施体制（任意様式） | 7 部 | |
| ウ. 工程表（任意様式） | 7 部 | |
| エ. 同種・類似業務の実績（任意様式） | 7 部 | |
| オ. コンセプト・フロー（任意様式） | 7 部 | |
| カ. 企画の具体案・見積書（任意小式） | 7 部 | |
- ※仕様書に基づいて作成し、項目ごとに把握しやすいように配慮すること。

※見積書も項目ごとに把握しやすいように配慮すること。(税込金額で記載)

※作成にあたってはイラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集を付ける等、専門的知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

②提出期間

令和6年3月19日(火)～4月12日(金)午後5時 必着

③提出方法

簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出(提出先は最終項目に記載)

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出すること。(提出先は最終項目に記載)

7. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年3月19日(火)～3月29日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

質問は文書(任意様式A4サイズ)により行うこと。簡易書留郵便・電子メールまたは持参により富良野市へ提出(提出先は最終項目に記載)

(3) 質問の回答

富良野市は、質問書を受領後10日以内に回答する。電話や口頭により照会対応は行わず、回答は電子メール(書面等)による。

8. 審査及び選定

富良野市職員で構成する「『ふらのワインDX推進事業』委託業務プロポーザル審査会」が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査と選定をする。

(1) プレゼンの審査項目等

審査項目	審査の視点	配点	評価点数			
			優	良	可	不可
業務体制	業務体制について、役割や責任を明確化し、担当者の能力(資格、実績)及び実働人員の確保、業務実施に向けての十分な体制が示されているか。	10	10	6	2	0
業務工程	仕様書記載事項を踏まえ、良質で着実な業務遂行ができるようスケジューリングされているか。	10	10	6	2	0
業務実績	同種及び類似業務の受託実績は十分か。	10	10	6	2	0

企画提案	ふらのワインの理念や魅力を十分に理解し、これらを発展させることができる提案がされているか。	10	10	6	2	0
	独自のノウハウや知識を生かした創意工夫がなされ、既存の概念等に捉われることのない洗練された提案となっているか。	10	10	6	2	0
	現状の課題分析が十分に行われ、改善策が提案なされる内容となっているか。	5	5	3	1	0
	ふらのワインの認知度の増加に資するか。	5	5	3	1	0
	顧客満足度の増加に資するか。	5	5	3	1	0
	ふらのワイン愛飲者の増加に資するか。	5	5	3	1	0
	観光客（道内外・海外）の増加に資するか。	5	5	3	1	0
	ワイン工場来場者（道内外・海外）に資するか。	5	5	3	1	0
	富良野市の魅力向上に資するか。	5	5	3	1	0
シビックプライドの醸成に資するか。	5	5	3	1	0	
見積金額	提案内容に対し適正であるか。	10	10	6	2	0
合 計		100				

(2) プレゼンの実施に関する事項

①開催日時・会場

令和6年4月22日（月）、会場は富良野市複合庁舎内を予定。原則として対面での実施とし、詳細は別途連絡する。

②参加人数

5名までとする。

③留意事項

- ・持ち時間は30分以内とする。提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこと。終了後に質疑応答を実施する。
- ・プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは富良野市が準備する。それ以外の必要な機器等は参加事業者が準備すること。
- ・プレゼンは非公開とし、提案内容について審査員が採点し審査を行い、その合計点数により最優秀者及び次点者を選定する。
- ・提案者が1者のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たしていれば採用する。

9. 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先（受託候補者）の特定

本業務公募型プロポーザルにより選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、委託業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、富良野市のホームページで公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定に該当する。

- ②最優秀者が、破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。
- ③最優秀者が、富良野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する。
- ④最優秀者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤最優秀者が、富良野市から指名停止の措置を受けている。
- ⑥最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
- ⑦その他の理由により、最優秀者と委託契約の締結が不可能となった。

(2) 委託契約金額

富良野市の定める本業務委託契約の予算範囲内とする。

(3) 委託業務の仕様及び実施条件

- ①本業務の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。
- ②企画提案関係書類に記載したプロジェクトリーダーは、特別の理由により富良野市がやむを得ないと認める場合除き、原則して変更できないものとする。

(4) 非特定理由に関する事項

- ①見積書徴取の相手先として特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を、富良野市長が書面（非特定通知書）で通知する。
- ②前項（①）の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）することにより、富良野市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③富良野市は、前項（②）による書面を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面等により説明を行わなければならない。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と委託請負者で別途協議する。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- (1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合。
- (4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合。
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

12. 問合せ・書類等提出先

富良野市ぶどう果樹研究所業務課

〒076-0048 富良野市清水山

電話：0167-22-3242

FAX：0167-22-2513

E-mail：info@furanowine.jp